

日本共産党

高槻市議員

きよた 純子



2019年6月7日
NO. 80

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子
連絡先：議員団控室
TEL072-674-7230 FAX072-674-3202
上本町3-25 TEL/FAX. 676-5068

市長に (5月16日) 2019年度6月補正予算へ要望

高槻市では、昨年の自然災害の爪痕がまだ残されており、被災者支援、復旧への対応が必要です。そういう中、10月から消費税が増税されようとしています。実質賃金が下がり、年金も実際には減っています。今年に入って景気も悪くなっています。消費税は、収入の少ない人ほど負担が重く、暮らしと景気はいつそう悪化します。高槻市に、災害からの復旧、被災者支援と暮らしを応援することを求め、6月補正予算について要望しました。

災害からの復旧のために

- 昨年の台風21号による倒木被害の全容を梶原、成合、萩谷も含め把握すること。
- 盛土により造成した宅地の危険箇所を把握し、住民の安全確保の取り組みを推進すること。その際、住民に負担が生じないようにすること。
- 災害による一部損壊住宅への支援金の限度額を引き上げること。
- 樫田地域の河川に流れ込む可能性がある倒木について、大阪府と協力して対策をとること。

国民健康保険制度について

- 国民健康保険料の減免制度を継続すること。来年度は一般会計からの繰り入れで保険料を値下げをすること。
- 国民健康保険料滞納者への納付相談は丁寧に行い、年金の差し押さえは止めること。
- 子どもの均等割りについては減免を検討すること。

子育て支援の充実のために

- 保育所での長期休職の代替えを、アルバイトでなく正規職員の保育士で対応すること。そのために正規職員の保育士を全体で増やすこと。
- 子どもの医療費助成の対象年齢を18才に引き上げるとともに、就学前までは、1回500円ではなく無料にすること。

植木団地の明け渡しの裁判 市の全面勝訴で終了

植木団地(川添1丁目)は同和事業として、富田園芸協同組合に対し、土地を無料で貸すなど優遇してきました。2002年の同和事業の根拠となる法律の終了後も植木剪定、ゴミの処理費の軽減など優遇していると、日本共産党市議員団は優遇をやめ、植木団地を見直すことを長年、求めてきました。富田園芸協同組合への使用許可は、2014年11月末で終了しています。

しかし、組合側は使用許可終了に不服として裁判を提訴。市も土地建物の明け渡しを求め、裁判が続いていました。一審、二審では、市側が求めていた土地建物明渡や損害賠償請求が認められていました。相手側は、それを不服とし、最高裁判所に上告していましたが、今年4月に上告が棄却され、市の全面勝訴が確定しました。

植木団地跡地について

高槻市は2014年に植木団地の使用許可終了が決まった当初、川添公園の再整備とともに、「植木団地の跡地への中消防署富田分署移転、雨水貯留施設の設置に向けた検討」などを打ち出していました。

再整備の際には、住民の声を聞いて、地域に親しまれる公園にしていけるよう求めていきたいと思っています。

お知らせ

「一部損壊」住宅修理支援金は、昨年の大阪府北部地震および台風第21号によって、住宅に「一部損壊」以上の被害を受け、その修繕費用に30万円以上を要した人に、経費の一部を支援する制度です。6月28日(金)までに事前申し込みをすれば、来年3月31日(火)まで申請が可能になります。

問い合わせ先

危機管理室一部損壊等住宅支援窓口 (市役所本館7階)

☎: 674-7320

災害復旧が困難な状況も さらなる被災者支援の充実を

昨年6月に発生した地震と9月の台風21号により、今も家の修理ができず、ブルーシートがかかっている住宅が多くなります。また、住宅が解体され、空き地になっているところも目立ってきてきました。「家を建て直すお金が

ない」と、住み慣れた家を手放す人、地域によつては「家が売れない」との声もあり、さまざま問題が起っています。市長への予算要望でも一部損壊住宅への支援金の限度額引き上げなど災害対策について提案をしています。今後とも震災対策の強化を求めています。



解体家屋の処分費用(一部損壊除く)への補助制度

市は環境省の補助制度を利用し、解体家屋の処分費用を補助する制度を3月から実施しています。現在、申請件数は約20件です。補助対象は、①昨年の地震や台風21号により、被災した家屋②全壊、大規模半壊、半壊の「り災証明」を交付されていること③家屋の解体を終了していること等です。申請期限は、12月27日まで。そのため、申請期限までに解体を終え申請をする必要があります。問い合わせ先 資源循環推進課(料金チーム) ☎: 669-5386 受付場所: 市役所本館7階

被災住宅用地に対する固定資産税の特例について

住宅を解体すると土地の固定資産税が上がってしまいます。しかし、地震、台風などの災害により住宅を解体し、更地となった土地については(自己都合の建て替えは認めない)一定の要件を満たす場合、固定資産税が軽減される場合があります。軽減期間は被災年度の翌年と翌々年度です。昨年の災害の場合は、2019年度と2020年度分が

適用されることとなります。この適用を受けるには、申告書及び、り災証明の提出が必要です。認定できる場合の例

- ・がれき等の処理で物理的に建替えできない。
- ・権利関係の調整に時間がかかる。
- ・復旧工事に資材置き場として当該土地を提供しているため、建替えできない。
- ・経済的事情により、住宅再建まで時間がかかる。

適用されることとなります。この適用を受けるには、申告書及び、り災証明の提出が必要です。認定できる場合の例

- ・がれき等の処理で物理的に建替えできない。
- ・権利関係の調整に時間がかかる。
- ・復旧工事に資材置き場として当該土地を提供しているため、建替えできない。
- ・経済的事情により、住宅再建まで時間がかかる。

認定できない場合の例

- ・すでに当該土地について事業用家屋の建築確認の申請をしている。
- ・住宅用地を他に既に確保しており、当該土地を住宅用地として使用しないことが明らかである。(住宅の建替えが前提であり、土地の売却目的では認めない)

問い合わせ先 資産税課(市役所総合センター1階) ☎: 674-7142

きよた純子

～お気軽にご相談を～

※留守の場合は必ず、留守電話に氏名と連絡先の録音をお願いします。

市政相談

電話でご連絡ください
676-5068